

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：12301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01520

研究課題名（和文）高齢者就労促進施策の政策評価

研究課題名（英文）Evaluation of policies to encourage senior employment

研究代表者

坂本 和靖（Sakamoto, Kazuyasu）

群馬大学・情報学部・准教授

研究者番号：40470108

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、2021年4月に改正された高年齢雇者雇用安定法（70歳までの就業確保の努力義務化）が高年齢労働者に与える影響に関する実証分析を行った。

まず、今回の改正が持つ意義を整理し、これまでの複数回行われた当該法の改正とは異なり、定年退職年齢と年金受給開始年齢の間の接続（雇用と年金の接合）を目的としておらず、過去の改正と比べて、喫緊なものではないと考察した。加えて、非連続回帰デザインによる分析の結果、閾値（65歳）前後における労働時間、賃金への影響は見られなかったが、健康診断結果で指摘される問題数の増加が認められ、高齢者就労者の健康維持に対する配慮の必要性が確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2021年4月改正（70歳までの就業確保の努力義務化）の影響を考察するべく、60歳代後半だけでなく、60歳代前半を対象として加えた。2013年4月改正により、希望者全員65歳までの就業義務化されているが、2025年3月までは経過措置が認められている。今回の改正により、既存の就業確保措置が義務化された60歳代前半に対する就業環境の整備が進むのかについて検証した。非連続回帰デザインによる分析の結果、2021年改正以前では、60歳を境に、労働時間、賃金が減少することが確認できたが、法改正以降はそれらの影響が確認できなかった。今回の法改正が60歳代前半の就業環境に変化をもたらした可能性が高い。

研究成果の概要（英文）：This study analyzed the impact of the 2021 revision to the Act on Stabilization of Employment of Older Persons on older workers. It was found that unlike previous revisions, this one does not aim to link retirement age with the start age for pension benefits. No significant impact on work hours or wages around the age of 65 was observed. However, an increase in health issues was noted, highlighting the importance of health maintenance for elderly workers.

研究分野：労働経済学

キーワード：高年齢者雇用安定法 賃金 労働時間 非連続回帰デザイン

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本における高齢化の進展は、社会保障負担(医療・介護・年金)を増大し、財政を逼迫させ、これまでの生活保障モデル「現役世代は雇用、高齢者世代は社会保障」から、現役世代のみならず、高齢者世代を含めた全世代で相互に支えあう「全世代型社会保障」モデルへの転換が求められている。

急激な高齢化の中、そのための重要な施策の一つとして、現役世代の負担軽減のための高齢者の就業力活用が挙げられる。これにより、労働力不足問題への対応だけでなく、就労活動を通じた高齢者の生きがいの増進に繋がることや、消費・需要を喚起させる経済活性化や、社会保障制度の持続可能な拡大が期待される。

日本の高齢者雇用政策は、労働需要の側面から定年年齢の引上げと定年後再雇用の制度構築が、労働供給の側面から年金支給年齢の引き上げと在職老齢年金の見直しが中心に実施されてきた。本研究では、前者の施策の中心となっている、高年齢者雇用安定法による雇用確保年齢引き上げの効果について分析を試みた。1990年代から繰り返し実施されてきた雇用確保制度の改正の背景の一つに、公的年金の受給開始年齢引き上げがあり、定年退職年齢と年金受給開始年齢の間の接続のために、その都度、雇用確保年齢の引上げが行われてきた。

2021年4月に改正された高年齢者雇用安定法では、70歳までの就業機会の確保について努力義務を設けるものであった。過去の改正と異なり、雇用と年金の接合を目的とするものではなかった。どの程度、60歳代後半以降の就労者への環境が整備されるのか、また前期高齢者となる、60歳代後半の就労者の就労状況や健康状況がどのように変化するかについて考察した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、2021年4月に改正された高年齢者雇用安定法(70歳までの就労確保の努力義務化)による影響を考察する点にある。過去に実施されてきた改正では、退職と年金受給開始の接合を目指しており、厚生労働省「高年齢者の雇用状況」(2020年6月時点)によれば、65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業は99.9%となっており、それらの目的は達成されたといえる。今回の改正では、年金受給開始以降の60歳代後半の就労確保の努力義務化であり、過去の改正と比べて、強制力が高いとはいえない。しかしながら、60歳代後半の就業率が50%を超える現在(2022年)、法制化による就業環境の整備、高齢者就労に対する積極的な取り組みが促進する可能性もある。

加えて、今回の改正に対しては、給与面などの労働条件が大幅に引き下げられる可能性や、創業支援措置が労働関連法令による保護から外れてしまう可能性など就労環境の悪化が懸念される。本研究では、法改正前後における、60歳代後半の継続就労状況、就労者の労働条件(賃金、労働時間)の変化、健康状態の変化など多面的に検証する。また、60歳代前半も併せて分析対象とし、就労・雇用確保年齢の引上げが、既存の60歳代前半の就労者への影響も考察する。

3. 研究の方法

第一に、総務省「労働力調査」と厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を用いて、近年の高齢者就労に関する情報を整理した。

第二に、慶応義塾大学経済研究所パネルデータ設計・解析センター『日本家計パネル調査(JHPS)』『慶応義塾家計パネル調査(KHPS)』の個票データを利用し、(a)2021年以降と2010年代での高齢者就労の整理、(b)2021年改正による高齢者就労者への就労状況、健康状況への影響を分析した。

(b)の具体的な分析方法は、(b-1)改正(2021年4月)以降に60歳代後半になるコホートのうち、前年に雇用者であった者(処置群)と前年に自営業・家族従業員であった者(対照群)とし、改正法の影響を受ける処置群と影響を受けない対照群との就業継続や賃金、労働時間、健康状態の変化を記述統計量を用いて比較した。

加えて、高年齢者雇用安定法による雇用確保年齢の引き上げの効果推定を行った先行研究で行われていた、回帰分析によるDifference in Differences推定を試みたものの、平行トレンド仮定が満たすことができなかつたため、ここでは、(b-2)非連続回帰デザインによる分析を行い、法改正以前と以降との間で、閾値(65歳)前後における賃金、労働時間、健康状態への変化に大きな違いがみられるかを検証した。「2.研究目的」でも述べたように、60歳代後半だけでなく、60歳代前半を分析対象として、2021年改正による影響を考察した。

4. 研究成果

第一の分析から、2010年代から2020年代にかけて、60歳前半・後半、70歳代前半では就業率が10%ポイント以上伸びている。2020年から2022年にかけても、60～64歳は2.0%ポイント(2022年:73.0%)、65～69歳は1.2%ポイント(同:50.8%)、70～74歳は1.0%ポイント(同:33.5%)と各年代で上昇している。また2020年から2023年にかけて、公的年金の受給開始年齢が65歳に引き上げているのに合わせて、99.9%の企業において何らかの形で65歳までの継続雇用できるようになっている。また、70歳までに拡大した就業確保措置が取られている企業割合は、2021年から2023年にかけて、25.7%から29.8%と逡増している。60歳代後半以上の就業確保措置は調査対象企業全体の1/3となっている。年金受給が開始されていることから、それほど就業環境の提供が緊迫の課題でないことがこの数字が表れている。

また、第二の分析から、(a)JHPS、KHPSを用いて、2021年度と2016年度の60歳代の高齢就労者の比較を行うと、就業率、雇用率は上昇しているが、常勤割合は減少しており、就業継続意欲も低下が確認できた。(b-1)処置群と対照群との間での、法改正前後における就業率、労働時間、賃金の変化状況をみると、継続就業率は処置群の方が高いものの、労働時間、賃金では対照群の方が高い結果が得られた。次に主観的健康感の低下割合が処置群(65-69歳)で増加、処置群(60-64歳)で減少が確認された。また、医療機関での健康診断の受診結果を利用し、新規に問題点を指摘された割合では、処置群で減少が確認された。

(b-2)非連続回帰デザインによる分析の結果では、法改正以降では、65歳前後において、健康診断で指摘される問題点の数が増えている。想定されていた労働条件の悪化(賃金の低下)は確認できなかったが、健診結果における指摘される問題数が増加していることから、労働による負担が身体に悪影響を与えている可能性がある。また、60歳前後では、法改正以前に、労働時間の減少、賃金の低下が確認されていたが、法改正以降では、それらの影響が確認できなくなっている。

坂本和靖(mimeo)「高齢者雇用安定法改正が就労活動に与える影響-改正高年齢者雇用安定法(2021年4月施行)による制度効果の測定-」

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

現在、以下の論文をまとめ、雑誌に投稿中である。
坂本和靖 (mimeo) 「高齢者雇用安定法改正が就労活動に与える影響-改正高齢者雇用安定法（2021年4月施行）による制度効果の測定-」

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------